

## 地域情報誌等を活用した水素エネルギー普及啓発業務 企画提案募集要領

### 1 趣旨

この要領は、宮城県（以下「県」という。）が地域情報誌等を活用した水素エネルギー普及啓発業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される業務者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 委託業務の名称

地域情報誌等を活用した水素エネルギー普及啓発業務

#### (2) 業務の内容

別紙「地域情報誌等を活用した水素エネルギー普及啓発業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和3年3月12日（金）まで

#### (4) 委託料の上限額

3,097,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### (5) 留意事項

委託業務の実施に関して、受注候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県との協議の上決定する。また、実際の業務内容や進め方については、逐次県と協議して決定する。

### 3 企画提案に応募できる要件資格等

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 物品調達に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定により物品調達等に係る競争入札参加登録者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (3) この業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (5) 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- (7) 上記（1）から（6）までを満たす1業務者を代表とする複数業務者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全業務者が上記（2）から（5）までを満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

#### 4 企画提案事項

##### (1) 地域情報誌への掲載

水素エネルギーの認知度及び理解度向上を目的とした記事の作成・掲載

(媒体, 企画内容, 掲載スケジュール・回数, 訴求範囲・読者数の見込み, 掲載位置・構成の工夫)

##### (2) 地域情報 WEB サイトへの掲載

水素エネルギーの認知度及び理解度向上を目的とした記事の作成・掲載

(媒体, 企画内容, 掲載スケジュール・回数, 訴求範囲・閲覧数の見込み, 閲覧数を増やすための工夫)

##### (3) アンケート調査

(1) の読者及び (2) の閲覧者を対象とした, 水素エネルギーへの関心や理解度を測るためのアンケート調査の企画・実施・調査結果の分析

(調査項目, 調査回数, 調査手法, 調査結果の分析イメージ, 回答数を増やすための工夫)

##### (4) 自由提案

(1) ~ (3) のほか効果的と考えられる施策

#### 5 企画提案書の提出

次のとおり企画提案書及び関係書類 (以下, 「企画提案書等」という。) を提出すること。

##### (1) 提出書類

イ 企画提案提出書 (様式第 1 号) 1 部

ロ 企画提案応募条件に係る宣誓書 (様式第 2 号) 1 部

ハ 企画提案書 (任意様式) 6 部

※A4 片面, ページ番号付きとし, 提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとする。

ニ 業務経費見積書 (任意様式) 6 部

※仕様書の項目ごとに, 数量, 単位, 単価を明示し, 費用の内訳, 積算根拠が分かるように記載した業務経費見積書を添付すること。また, 消費税及び地方消費税の金額を算出し, 合計金額を記載すること。

ホ 業務遂行体制図 (任意様式) 6 部

ヘ 業務工程表 (任意様式) 6 部

ト 同種・類似業務の受注実績 (任意様式) 6 部

##### (2) 提出方法

持参または郵送 (簡易書留又は配達証明付き一般書留に限る。)

##### (3) 提出先

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室 水素エネルギー推進班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

##### (4) 提出期限

令和2年6月10日 (水) 午後5時 (必着)

##### (5) 質問

質問がある場合は, 次のとおり質問書 (様式第 3 号) を提出すること。電話や口頭, 受付期限を過ぎてからの質問は一切受け付けない。

イ 質問受付期限

令和2年5月27日（水）午後5時

ロ 提出方法

電子メール

ハ 提出先

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室水素エネルギー推進班

電子メール：saiseih@pref.miyagi.lg.jp

ニ 回答方法

質問に対する回答は令和2年6月1日（月）午後5時までに県再生可能エネルギー室ホームページに掲載する。

なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は、当該質問者のみに回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

(6) 留意事項

イ 提出された書類の差替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は返却しない。

ロ 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書は無効とする。

(イ) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合

(ロ) 本要領の規定に従っていない場合

(ハ) 下記6のプレゼンテーションに参加しなかった場合

(ニ) 同一の業者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合

(ホ) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

(ヘ) 民法（明治29年法律89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

ハ 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。

ニ この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。

ホ 企画提案に参加する業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

ヘ 提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。

ト 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。

なお、取下願の提出があった場合でも、既に提出された企画提案書等は返却しない。また、企画提案書等の再提出は認めない。

6 契約相手方の決定

(1) 受注候補者の選定方法

県が設置する選定委員会において、(2)の審査項目及び配点に基づき、企画提案書と提案者によるプレゼンテーションを基に審査を行い、各委員の評価点の平均が57点以上の業務提案者の中から、評価点の合計が最高の提案者を受注候補者として選定する。同点の提案者が複数い

る場合は、委員間の協議により、受注候補者を選定する。提案者が1者であった場合もプレゼンテーションを実施し、選定委員会で協議の上、受注候補者として選定するか否かを決定する。

なお、提案者が6者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち一次審査（書類審査）を実施し、上位6者を選定する。

おって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、選定方法等を変更する場合がある。

(2) プレゼンテーション審査

イ 実施日 令和2年6月中旬

ロ 開催場所 宮城県庁内会議室（別に通知する）

ハ 実施方法

(イ) プレゼンテーションへの出席者は、事業者毎にそれぞれ3名以内とする。

(ロ) 1事業者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション約20分、選定委員との質疑応答約10分とし、県が後日指定する時間割により事業者ごとに個別に行う。

(3) 審査内容

審査項目及び審査の視点は、次のとおりとする。

審査項目及び配点	審査の視点
普及啓発業務の内容について 【70点】	① 広く一般県民を惹きつける魅力的な企画かつ水素エネルギーの認知度向上に資する効果的な企画が提案されているか。 ② 企画内容が、水素エネルギーや本県の施策を適切に理解・把握した上での提案となっているか。 ③ 掲載回数や媒体、訴求人数等が具体的に想定されているか。 ④ アンケート調査の手法や調査回数、分析イメージが具体的に提案されているか。
業務遂行の実現性 【40点】	① 類似業務実績を有するなどの業務経験又はバックグラウンドとなる知識を有しているか。 ② 担当者が適切に配置されているか、関係する団体との連携がとれるかなど、企画提案内容の業務を実施する体制が整っているか。 ③ 無理なく業務を遂行できるスケジュールとなっているか。 ④ 経費の見積は適切か。
その他普及啓発に関する自由提案 【10点を上限に加算】	仕様書の内容以外に普及啓発に資する効果的な提案がなされているか。

(4) 選定結果の公表

イ 選定結果については、各応募者に書面で通知するとともに、各応募者の名称や評価点等を公表する。公表に当たっては、選定された受注候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。

ロ 審査内容及び審査結果に対する問合せには応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

7 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

(1) 受注者の決定

選定委員会において決定した受注候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により受注候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受注者とする。

(2) 契約書の作成

県と受注者で協議した上で契約書を作成する。

(3) その他契約に関する事項

契約時における仕様書は、別誌「仕様書」に記載されている事項を基本とするが、県と受注者の協議により、必要に応じて追加、変更または削除を行うことがある。

8 スケジュール（予定含む。）

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| (1) 企画提案募集開始             | 令和2年5月11日（月）     |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限   | 令和2年5月27日（水）午後5時 |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和2年6月1日（月）午後5時  |
| (4) 企画提案書の提出期限           | 令和2年6月10日（水）午後5時 |
| (5) 企画提案選定委員会の開催         | 令和2年6月中旬         |
| (6) 選定結果通知               | 令和2年6月下旬         |
| (7) 契約締結                 | 令和2年7月上旬         |

9 問い合わせ先

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室 水素エネルギー推進班（担当：羽柴）

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2683

FAX 022-211-2669